

## パワープラント四日市山田太陽光発電所造成事業に係る簡易的環境影響評価書 に対する三重県環境影響評価委員会調査審議結果（答申）

### （総括的事項）

- 1 本事業は、四日市市内に残された貴重な里山を開発して太陽光発電施設を設置する用地を造成するものである。太陽光発電は、地球温暖化対策を推進するための再生可能エネルギーとして位置付けられているところであるが、本事業の予定地周辺では、大規模太陽光発電施設の造成に伴う自然地の改変が累積的に進んでいることから、事業実施区域内の森林を可能な限り保全するよう検討すること。また、残置した森林を適正に管理して、その質を向上させることや、裸地となる部分を可能な限り少なくする等の措置を講ずることにより、動植物の生息環境を保全すること。
- 2 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
- 3 本事業に対して、環境面や災害面から事業実施を不安視する住民意見、周辺住民の不安の払拭を求める関係市長意見が認められることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」等に基づき、地域住民には具体的かつ丁寧な説明を行い、不安の払拭に努めること。
- 4 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 5 簡易的環境影響評価書の公告後に事業計画の変更があったことから、措置報告書の作成までに、事業計画について可能な限り確定させるとともに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、それら工事内容等を反映した措置報告書を作成すること。

### （個別的事項）

#### 1 大気質、騒音、振動

工事用車両等が早朝や夜間等の時間帯や、周辺住民の生活道路を走行することを避けるよう配慮するとともに、周辺の交通量が短時間に集中することがないように計画すること。また、工事用車両等は、最新の排出ガス基準に適合したもので、低騒音、低振動型の車両を優先的に使用し、周辺環境への影響を最小限にするよう努めること。

## 2 水質、地下水

本事業地は水沢扇状地の最下流部にあたる扇端湧水帯であることから、上流域からの地下水の流動や湧出量を十分考慮して調整池の設計を行うこと。また、下流域の地下水の水位、水量等に影響を及ぼさないよう努めること。

## 3 地形及び地質

土砂災害の発生による影響を及ぼさないよう、事業実施区域内の地質の特性を把握したうえで、法面保護のため必要な措置を検討すること。

## 4 陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系

(1) 文献調査で抽出された動植物種について、事業実施区域及びその周辺で生息する可能性の有無を整理し、生息の可能性のある重要種については、事業による影響を予測・評価するとともに必要に応じて保全措置の検討を行うこと。また、近隣で環境影響評価が実施された「四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価書」で生息が確認された重要種については、「事業実施区域及びその周辺で確認記録のある重要種」に追加するとともに、事業による影響について同様の検討を行うこと。

(2) 森林の伐採は生物多様性へ大きな影響を与えるため、その影響を可能な限り回避・低減することを検討したうえで、森林や草地のまま改変せずに残す場所が極力大きくなるよう事業計画を検討すること。また、森林の伐採と造成工事に伴う地下水の水位、流動の変化が考えられるため、事業実施区域周辺の湿潤環境を可能な限り保全できるよう、必要な措置を検討すること。

## 5 陸生動物

サシバ、オオタカ等の希少猛禽類について、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）等に基づいた解析を行い、事業実施区域内に高利用域が存在する場合は、事業による影響を予測・評価するとともに、必要に応じて保全措置の検討を行うこと。

## 6 陸生植物

(1) 事業実施区域内の改変部分に生育するムヨウラン、ヤナギイノコヅチは可能な限り非改変地域へ移植すること。移植等の保全措置を検討する際には、学識経験者等の助言を受けるとともに、移植後の生育環境に十分配慮したものとすること。

(2) 緑化に用いる植物種の選定にあたっては学識経験者等の助言を受けたいと、可能な限り在来種を使用する計画とすること。

## 7 水生生物

(1) 事業実施区域周辺の水路にはホトケドジョウ等の希少な水生生物が生息することから、造成工事中を含め濁水の流出防止措置を講じること。

(2) 近隣で環境影響評価が実施された四日市足見川メガソーラー事業の実施区域内では、三重県指定希少野生動植物種であるヒメタイコウチの生息が確認されており、本事業計画地内の湿地環境においても生息の可能性があるため、本事業による影響の予測・評価及び保全措置の検討を行うこと。

## 8 生態系

生態系保全の観点から、事業実施区域内の緑地に存在する竹林等は伐採して在来種で植栽する等、植生の多様性を回復させるよう検討すること。

## 9 景観

事業の実施により設置される調整池等の構造物は周囲の景観に調和したものとし、構造や色彩に配慮すること。